

新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業 追加接種3月分申請案内

職域追加接種の3月分について、補助金の申請受付を開始します。

4月以降の実施分については、今回の申請に含めないでください。

<重要：追加接種前倒しに伴う申請について>

初回接種の完了（2回目接種）から追加接種（3回目接種）までの期間について、8か月以上から7か月以上に短縮されております。これに伴い3月に職域接種の実施を検討される場合も、期限までに交付申請をご提出ください。

また、前倒しに伴い、交付申請後に事業計画上の接種見込回数を増変更することは、スケジュール面から困難ですので、ご注意ください。（減少については問題ないので、実績報告をご提出いただければ手続き不要です。）

- 1 手続きの流れ 申：申請者 都：東京都
 - (1) 交付申請 申→都
 - (2) 交付決定 都→申
 - (3) 実績報告 申→都
 - (4) 額確定通知 都→申
 - (5) 請求 申→都 ※実際には(3)と同時提出
 - (6) 支出 都→申 ※都からの書類送付等なし

2 提出書類と留意点

「交付申請時の留意点」や「実績報告時の留意点」も併せてご確認ください。

資料は、様式同様、webサイトに掲載しております。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronavaccine/syokuikisokusin.html>

- (1) 交付申請（様式1、2、印鑑証明書）
 - ・ 提出期限は令和4年2月18日（金曜日）※郵送です。
 - ・ V-SYSの接種計画と一致させる必要はありません。
 - ・ 費用は概算で差支えありません。（根拠資料も不要です。）
 - ・ 接種回数 x 1500円ですので、ご注意ください。（従来のexcelファイルでは、様式1、2ともに1000円となっています。）
 - ・ 実績が交付決定額を超える場合、事業変更手続きが必要となりますが、事務処理スケジュールを考慮すると、交付決定後の変更はほぼ不可能ですので、ご注意ください。
 - ・ 印鑑証明書の提出は実績報告時でも可としますが、それよりも提出が遅れると補助金が交付できない恐れがありますので、ご注意ください。

(2) 実績報告（様式3、4）

- ・ 補助金額が交付決定額を超えないようにしてください。
- ・ 日付は空欄としてください。
- ・ 領収書、請求書、契約書など、費用の内容が確認できる資料を添付してください。
- ・ 提出期限が**4月8日（金曜日）**と大変短くなっております。提出が遅れると補助金が交付できない恐れがありますので、期限内にご提出ください。
- ・ 4月以降も職域接種を継続して実施する会場の場合、今回の申請では「3月分の職域接種に要した費用」を切り分けて申請してください。（前述のとおり期限が大変短いため、事前の準備を強くお勧めします。）
- ・ 会場使用料や人件費など時期が明確なものは、契約時期や支払時期などにかかわらず、3月分が対象となります。什器など継続的に使用するものを購入した場合については、合理的な方法により按分していただいても構いません。

(3) 請求（様式5、支払金口座振替依頼書）

- ・ 日付は空欄としてください。
- ・ 提出期限が**4月8日（金曜日）**と大変短くなっております。提出が遅れると補助金が交付できない恐れがありますので、期限内にご提出ください。

3 送付先

追加接種3月分については、すべての書類が東京都への送付となります。

昨年12月（初回接種分）の送付先とは異なりますのでご注意ください。

【送付先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 福祉保健局 感染症対策部 防疫・情報管理課 **新型コロナウイルスワクチン担当**

（封筒等に「職域接種促進支援事業」と明記してください）

4 提出期限

交付申請	2月18日（金）必着
実績報告	4月8日（金）必着
請求書等	4月8日（金）必着

5 問合せ先

東京都 福祉保健局 感染症対策部 防疫・情報管理課

新型コロナウイルスワクチン担当

03-5320-7574 犬島、小林